

広島県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三次市作木町香淀字上組二二四番一地从先から 三次市作木町香淀字川ケ一〇五七番一地从先まで		新	〇 〽 一一・五〇 三三二・〇	〇〇 二、一〇九・	拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複
		旧	二八・〇〇〽 〇〇	二、一〇九・ 〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三次市作木町香淀字川ケ一〇七一番一地从先から 三次市作木町香淀字上組八六八番一地从先まで		新	〇 〽 一一・五〇 三三二・〇	〇〇 二、一〇九・	拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三四号 と重複
		旧	二八・〇〇〽 〇〇	二、一〇九・ 〇〇	

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
四三四号
- 三 道路の区域

区 間		新 旧	の 別	
三 次 市 作 木 町 香 淀 字 川 ケ 一 〇 七 一 番 一 地 先 か ら 三 次 市 作 木 町 香 淀 字 上 組 八 六 八 番 一 地 先 ま で		新	旧	
		〇 〽 三 三 一 〇	二 八 〇 〇 〽	敷地の幅員 (メートル)
		〇 〇 二 一 〇 九 ・	〇 〇 二 一 〇 九 ・	延 長 (メートル)
			備 考	

拡幅
一般国道三七
五号及び一般
国道四三三号
と重複